

令和 7 年度

沖縄県水防計画



沖縄県

目 次

第1章	総則	1
1	目的	1
2	用語の定義	1
3	水防の責任	3
4	津波における留意事項	6
5	安全配慮	6
6	水防知識の普及	7
第2章	水防組織	8
1	県の水防組織	8
2	水防管理団体の水防組織	9
第3章	重要水防区域及び災害危険区域	10
第4章	注意報、警報及び特別警報の発表及び諸観測の通報	11
1	注意報、警報及び特別警報の発表と水防関係者の措置	11
2	水位等の観測、通報及び公表	19
第5章	出動、監視、警戒及び水防作業	21
1	出動	21
2	監視及び警戒	21
3	非常事態時の水防作業	21
第6章	通信連絡及び輸送	23
1	通信連絡	23
2	報道機関の活用	23
3	輸送	23
	〔沖縄県総合行政情報通信ネットワーク ネットワーク構成局〕	24
第7章	ダム・水門等の操作	25
1	ダム・水門等	25
2	操作の連絡	26
3	連絡系統	26
第8章	避難のための立退き	27
第9章	費用負担と公用負担	26
1	水防管理団体の水防に要する費	27
2	公用負担	27
3	損失補償	28

第 1 0 章	水防解除	28
第 1 1 章	水防報告と水防記録	29
1	水防報告	29
2	水防記録	29
	〔水防活動実施状況報告書〕	30
	〔水防活動報告書〕	31
	〔水防活動実施 32	
第 1 2 章	水防管理団体の水防計画	33
第 1 3 章	水防施設及び水防器具	33
第 1 4 章	水防標識、信号及び身分証票	33
1	水防標識	33
2	水防職員の標識	34
3	水防信号	34
4	身分証票	35
第 1 5 章	水防訓練	36
第 1 6 章	知事が水位到達情報（氾濫危険水位・護岸天端高水位）の通知及び周知を行う河川 ..	37
1	県知事が水位到達情報（氾濫危険水位）の通知及び周知を行う河川	37
2	水位観測所の位置と水位	37
3	通知者及び通知先	38
4	情報の種類と発表基準	39
5	情報伝達手段	39
	〔氾濫危険情報 F A X 伝達様式（氾濫危険水位）〕	40
	〔氾濫危険情報 F A X 伝達様式（護岸天端高水位）〕	41
	〔水位周知河川 欠測情報 伝達様式〕	42
第 1 7 章	協力及び応援	
1	河川管理者の協力	43
第 1 8 章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	
1	洪水、内水、高潮対応	44
2	津波対応	46
別表		
別表 1	重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）	48
別表 2	重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）	52
別表 3	重要水防区域外で危険と予想される区域（河川）	53
別表 4	重要水防区域外で危険と予想される区域（海岸）	54

別表 5	土砂災害警戒区域等（土石流）	55
別表 6	土砂災害警戒区域等（地すべり）	64
別表 7	土砂災害警戒区域等（急傾斜）	67
別表 8－1	道路（県管理道路）危険区域	103
別表 8－2	道路（国管理道路）危険区域	105
別表 9	水門・樋門・陸閘等設置箇所一覧表	106

資料編

1	河川現状	
	2 級河川指定一覧表	107
	準用河川指定一覧表	113
2	海岸保全区域指定一覧表	
	国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域一覧表	114
	国土交通省港湾局所管海岸保全区域一覧表	117
	農林水産省農村振興局所管海岸保全区域一覧表	120
	水産庁所管海岸保全区域一覧表	123
3	砂防指定一覧表	125
4	地すべり防止区域指定一覧表	131
5	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表	133
6	関係法令等	
	沖縄県水防協議会条例	136
	水防法、同施行令、同施行規則	137
	水防法の施行について	164
	気象業務法[抄]	166
	気象業務法施行令[抄]	168
	水防法関係フローチャート	170
	水防法関係法令の推移	171
	沖縄気象台管内 警報・注意報基準	172
	沖縄気象台管内 警報基準、注意報基準一覧表の解説	174
	特別警報・警報・注意報の種類と概要	175
	津波警報等の種類と発表基準	179
7	令和 7 年度沖縄県水防協議会委員名簿	184
8	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号	185

第1章 総 則

1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、県下における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ）、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2 用語の定義

この水防計画において、主な水防用語の定義は次のとおりである。

（1）水防管理団体（法第2条第2項）・水防管理者（法第2条第3項）

水防管理団体とは、水防の責任を有する市町村をいい、水防管理者とは市町村長をいう。

（2）指定水防管理団体（法第4条）

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。

（3）消防機関・消防機関の長（法第2条第4項、第5項）

消防機関とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいい、消防機関の長とは、消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。

（4）水防団（法第6条）

水防団とは、水防団長及び水防団員をもって組織する団体をいう。

（5）量水標管理者（法第12条）

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

県の水防計画で定める量水標管理者は、県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。

（6）水防協力団体（法第36条第1項）

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。

（7）洪水予報河川（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）

流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害が生じるおそれがあるものとして国土交通大臣又は知事が指定した河川をいう。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。

（8）水防警報（法第2条第8項、法第16条）

国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通

大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(9) 水位周知河川（法第13条）

洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして国土交通大臣又は知事が指定した河川をいう。国土交通大臣又は知事は水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

(10) 水位周知下水道（法第13条の2）

知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

(11) 水位周知海岸（法第13条の3）

知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。知事は水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に係者者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

(15) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。

(16) 氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 内水氾濫危険水位（法第13条の2第1項及び第2項）

法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(18) 洪水特別警戒水位（法第13条第1項及び第2項）

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(19) 雨水出水特別警戒水位（法第13条の2第1項及び第2項）

法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(20) 高潮特別警戒水位（法第13条の3）

法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(21) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(22) 洪水浸水想定区域（法第14条）

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう。

(23) 内水浸水想定区域（法第14条の2）

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(24) 高潮浸水想定区域（法第14条の3）

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事が指定した区域をいう。

(25) 浸水被害軽減地区（法第15条の6）

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう。

3 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。（法第3条の6）具体的には、主に次のような事務を行う。

①指定水防管理団体の指定（法第4条）

②水防計画の作成及び公表を行う。（法第7条第1項、第7項）

- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- ④県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤県の水位周知河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、これに達したときは氾濫警戒情報を水防管理者等へ通知する。（法第13条第2項）
- ⑥洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧県の水位周知河川において、洪水浸水想定区域を指定する。（法第14条）
- ⑨水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等を指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑩水防に関する報告を水防管理団体から受け、国に対し報告を行う。（法第47条）
- ⑪沖縄気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表し、水防管理者等へ通知する。
- ⑫洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- ⑬沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会の運営（法第15条の10）
- ⑭水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑮水防信号の指定（法第20条）
- ⑯避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑰緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑱水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑲水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑳水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

（2）水防管理団体（市町村）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第5条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険な箇所を管理者へ連絡し必要な措置を求める。（法第9条）
- ④水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項）
- ⑥内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
- ⑦水位周知河川において浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画に洪水予報等の伝達方法や円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止等の事項について定め、印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の方法により、住民、滞在者その他の者に周知する。（法第15条）
- ⑧避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ⑨避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保

- 計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- ⑩浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
 - ⑪予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
 - ⑫水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
 - ⑬緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
 - ⑭警戒区域の設定（法第21条）
 - ⑮警察官の援助の要求（法第22条）
 - ⑯他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
 - ⑰堤防等が決壊した場合、関係者へ通報し被害の拡大防止に努める。（法第25条、第26条）
 - ⑱水防に関する報告を県又は国に行う。（法第47条）
 - ⑲氾濫警戒情報及び土砂災害警戒情報の通知を受けた場合、住民に周知する。
 - ⑳公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
 - ㉑避難のための立退きの指示（法第29条）
 - ㉒水防訓練の実施（法第32条の2）
 - ㉓（指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
 - ㉔（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
 - ㉕水防協力団体の指定・公示（法第36条）
 - ㉖水防協力団体に対する監督等（法第39条）
 - ㉗水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - ㉘水防従事者に対する災害補償（法第45条）
 - ㉙消防事務との調整（法第50条）

（3）国土交通省の責任

- ①洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要するときは特定緊急水防活動を行うことができる。（法第32条）
- ②水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ③都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

（4）河川管理者の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ②水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

（5）沖縄气象台等の責任

- ①気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通省及び県に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。（法第10条第1項、気象業務法第14条の2）
- ②県と共同で土砂災害警戒情報を発表し、関係機関へ通知し報道機関等を通じて一般へ周知する。

(6) 通信・報道機関の責任

- ①通信機関は、水防上緊急を要する通信が、最も迅速に行われるように協力する。(法第27条)
- ②報道機関は、沖縄気象台等が発表する注意報、警報及び特別警報、県が発表する氾濫警戒情報、県と沖縄気象台等(南大東島地方気象台除く)が共同発表する土砂災害警戒情報を一般に周知するよう努める。

(7) 居住者等の義務

- ①水防のためやむを得ない必要があるときに、水防管理者や消防機関の長から要請を受けたその区域内に居住する者、又はその現場にいる者は、水防に従事する。(法第24条)
- ②水防通信への協力(法第27条)

(8) 水防協力団体の義務

- ①決壊の通報(法第25条)
- ②決壊後の処置(法第26条)
- ③水防訓練の実施(法第32条の2)
- ④津波避難訓練への参加(法第32条の3)
- ⑤業務の実施等(法第36条、第37条、第38条)

4 津波における留意事項(法第7条2項)

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

5 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

例) 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項の作成例

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員

を随時交代させる。

- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

6 水防知識の普及

水防知識の普及は、県・水防管理団体において次の方法により行うほか適宜、関係機関の協力を得て行うものとする。

(1) 水防月間

毎年5月の水防月間を通して、各機関の協力を得て県民一般に水防の重要性と水防思想の普及を図り、水防に対する県民の理解と協力を深めるものとする。

(2) 新聞、ラジオ、テレビ、インターネットその他一般広報紙等による普及

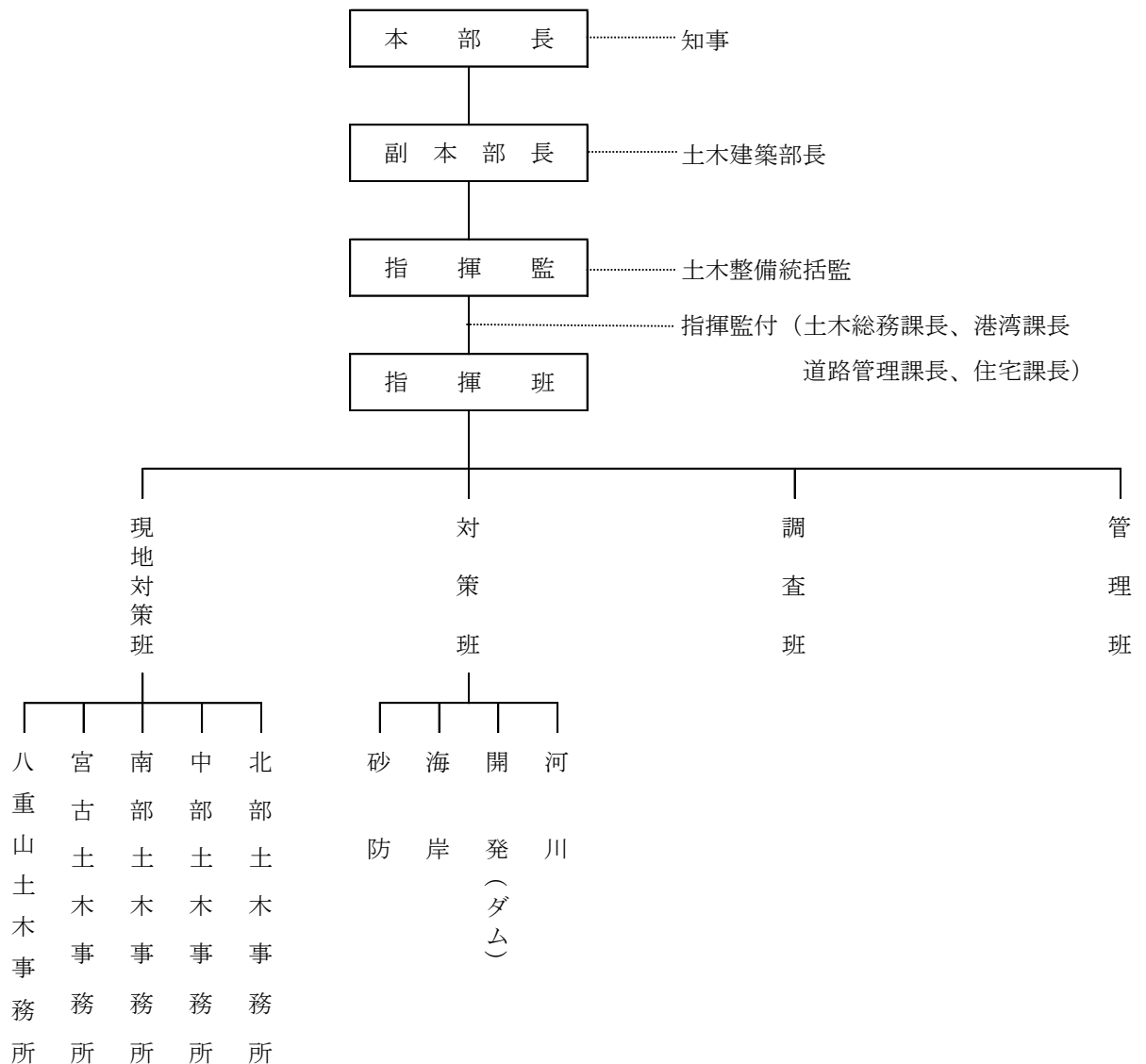
- ①ラジオ、テレビ等の放送による普及
- ②インターネットによる普及
- ③新聞による普及
- ④広報紙その他の刊行物による普及
- ⑤その他の方法による普及

第2章 水防組織

1 県の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮（以下「水害等」という。）のおそれがあると認められるときから水害等のおそれがなくなつたと認められるときまで、県は海岸防災課に沖縄県水防本部（以下「水防本部」という。）を設置し、次の組織で水防事務を処理する。但し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく沖縄県災害対策本部が設置された場合は、同本部の一環として水防業務の遂行に努めるものとする。

（1）組織系統図



(2) 水防本部の事務分担

班 名	班 長	副班長又は班員	事 務
指揮班	海岸防災課長	河川課長	水防業務全般にわたる指揮及び緊急対策
管理班	海岸防災課及び河川課 管理班長	海岸防災課及び 河川課管理班員	水防業務全般にわたる企画、水防資材の整備 、 各班の連絡調整
調査班	海岸防災課 災害砂防班長 海岸班長 河川課 企画開発班長	海岸防災課 災害砂防班員 海岸班員 河川課 企画開発班員	公共土木施設の災害状況の記録、報告 災害応急復旧の調整 気象情報の整備
対策班	海岸防災課 災害砂防班長 海岸班長 河川課 河川班長	海岸防災課 災害砂防班員 海岸班員 河川課 河川班員	河川、海岸、砂防、ダムの水防対策、指導
現 地 対策班	各土木事務所長	職員	所管区域の水防指導及び対策、現地の災害調査

(3) 各土木事務所の所管区域

各土木事務所の所管区域は、沖縄県行政組織規則第232条に規定する所管区域のとおりとする。

名 称	所 管 区 域
沖縄県北部土木事務所	名護市、国頭郡、島尻郡伊平屋村及び伊是名村
沖縄県中部土木事務所	うるま市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、中頭郡
沖縄県南部土木事務所	那覇市、豊見城市、南城市、糸満市、島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く）
沖縄県宮古土木事務所	宮古島市、宮古郡
沖縄県八重山土木事務所	石垣市、八重山郡

2 水防管理団体の水防組織

(1) 水防管理団体（市町村）は、管轄する区域の河川、海岸等で水防を必要とするところを、警戒、防御するものとし、円滑な水防活動が行われるよう消防機関、水防団、その他、必要な機関を組織しておくものとする。

(2) 都道府県大規模氾濫減災協議会

知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして取組を推進するものとする。

第3章 重要水防区域及び災害危険区域

1 重要水防区域

管内の河川、海岸で特に重要な水防区域と認められる区域内で危険と予想される区域は、別表1、別表2のとおりである。

2 重要水防区域外で危険と予想される区域

管内の河川、海岸の重要水防区域外で危険と予想される区域は、別表3、別表4のとおりである。

3 土砂災害警戒区域等は別表5、別表6、別表7のとおりである。

4 道路（国道、県道）危険区域は、別表8のとおりである。

第4章 注意報、警報及び特別警報の発表及び諸観測の通報

1 注意報、警報及び特別警報の発表と水防関係者の措置

(1) 沖縄気象台等が行う予報及び警報

沖縄気象台、南大東島地方気象台、宮古島地方気象台及び石垣島地方気象台（以下「沖縄気象台等」という。）各台長は、気象等の状況により洪水、高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関に協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
--	---------------------	--

（２）県水防本部の措置

①注意報の発表に対する措置

- ・ 沖縄気象台等と連絡を緊密にし、沖縄気象台等の通報に基づいて関係機関へ通報するものとする。
- ・ 注意報が発表されて必要と認められた場合は、水防本部において別に編成した１個班は待機し、水防活動を行うものとする。

②警報及び特別警報の発表に対する措置

- ・ 沖縄気象台等と連絡を緊密にし、沖縄気象台等の通報に基づいて関係機関に警報及び特別警報について急報し、水防について万全を期するように指示するものとする。
- ・ 警報及び特別警報が発表された場合は、指揮班長以下全班員が待機し、水防活動を行うものとする。

ただし、気象状況等により、待機職員を減ずることができる。

（３）現地対策班の措置

①注意報の発表に対する措置

県水防本部から注意報発表の連絡及び指示を受けたときは、直ちに管内の水防管理者、その他関係機関に必要な連絡及び指示をするとともに、土木事務所等において別に編成した１個班は待機し、水防活動を行うものとする。ただし、地域の状況等により、待機職員を減ずることができる。

②警報及び特別警報の発表に対する措置

県水防本部から警報及び特別警報発表の通報を受けたときは、その状況を水防管理者その他の関係者に急報し、本部の編成に準じて別に各班で編成した該当職員は待機し、水防活動を行うものとする。

ただし、気象の状況等により、待機職員を減ずることができる。

（４）水防管理者の措置

水防管理者は、県水防本部又は所轄土木事務所等から注意報、警報及び特別警報の通報を受けたとき又は自ら必要と認めたときは、直ちに管内の水防団、消防機関を水防活動態勢に入らせるとともに、管内の諸般の状況を県水防本部又は所轄土木事務所長等に報告するものとする。

（５）各関係機関の措置

沖縄気象台等から注意報、警報及び特別警報の通報を受けた各関係機関が実施する事項は、次のとおりとする。（気象業務法第15条）

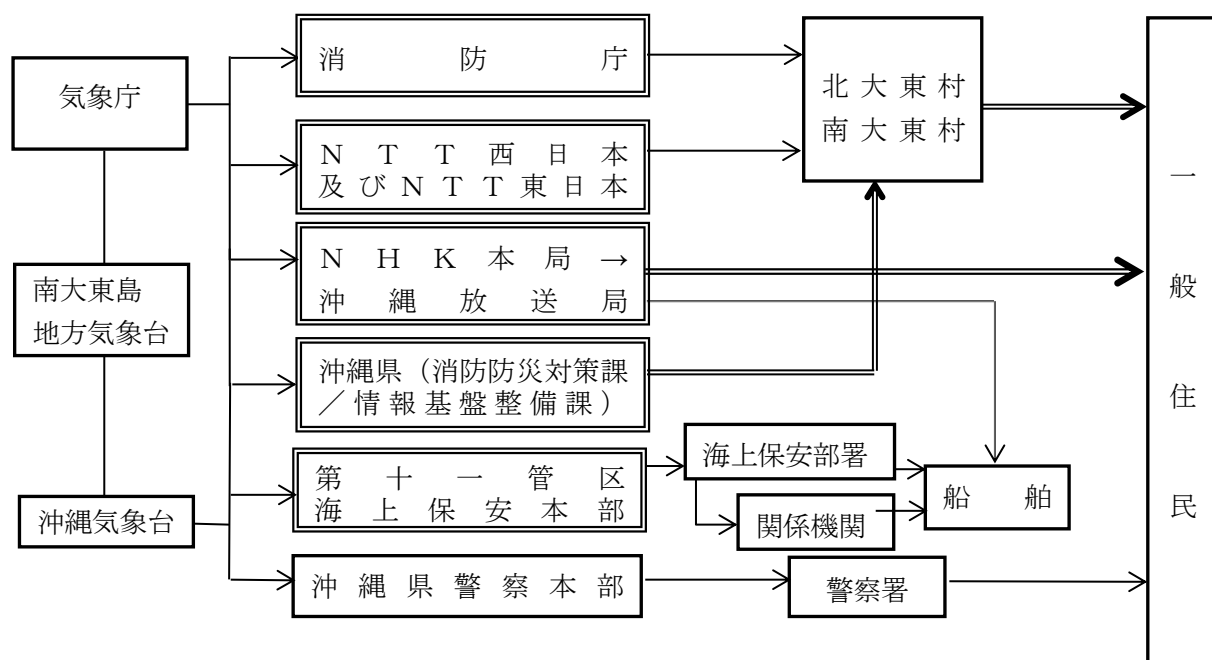
- ①消防庁、ＮＴＴ西日本：関係市町村に直ちに通知する。
- ②第十一管区海上保安本部：航海中及び入港中の船舶に直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者にも周知する。
- ③ＮＨＫ沖縄放送局：放送により直ちに周知する。

（６）気象警報等の伝達系統図及び水防業務連絡系統図

①気象警報等の伝達系統図

（沖縄本島地方）

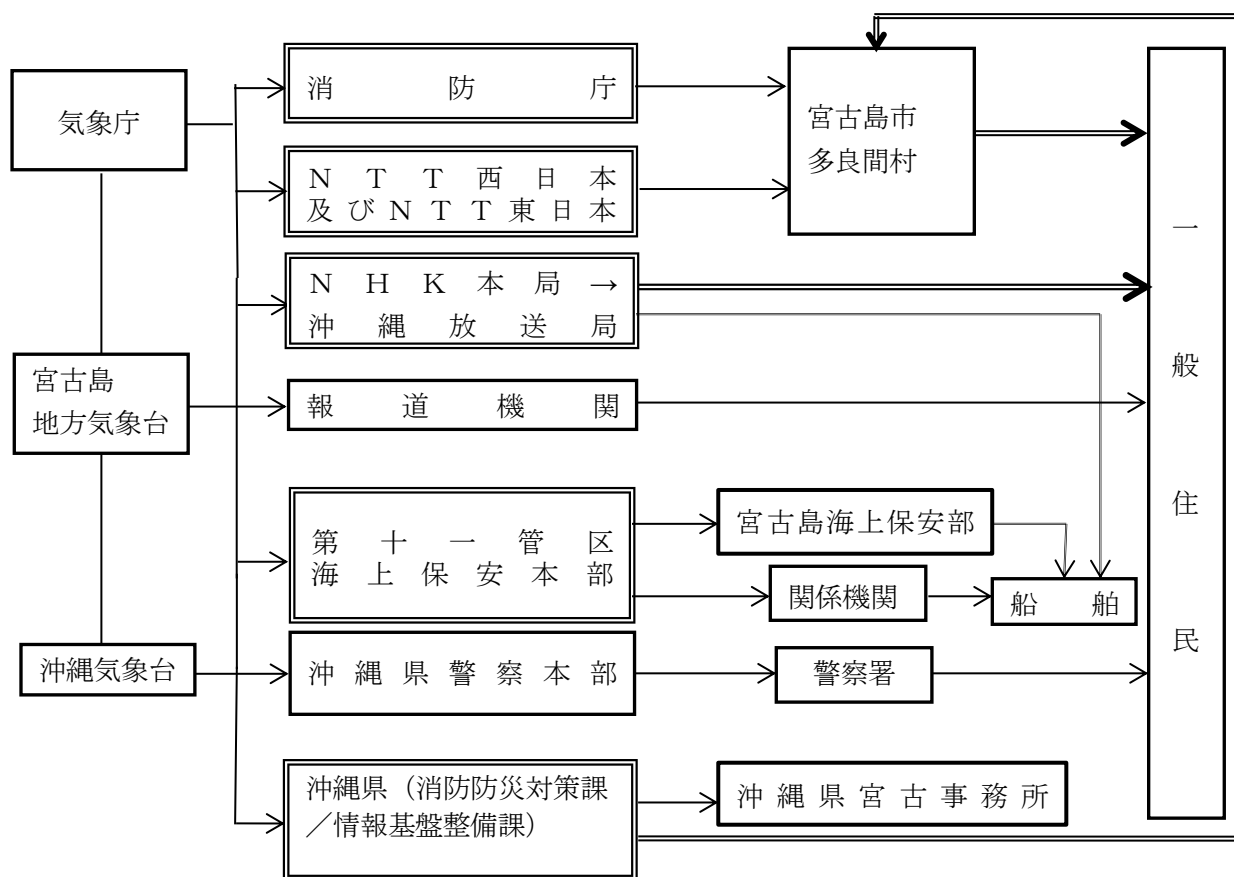
(大東島地方)



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

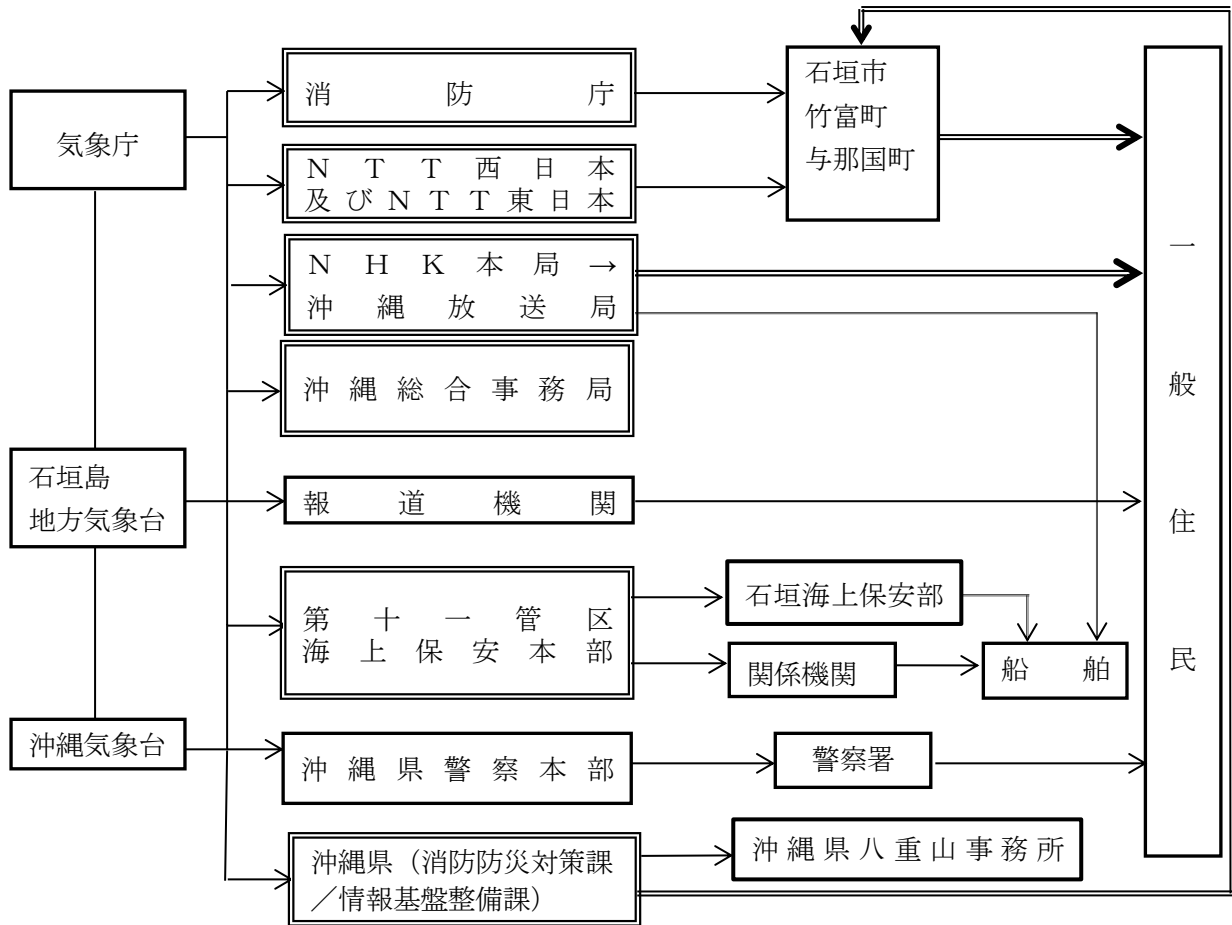
(宮古島地方)



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

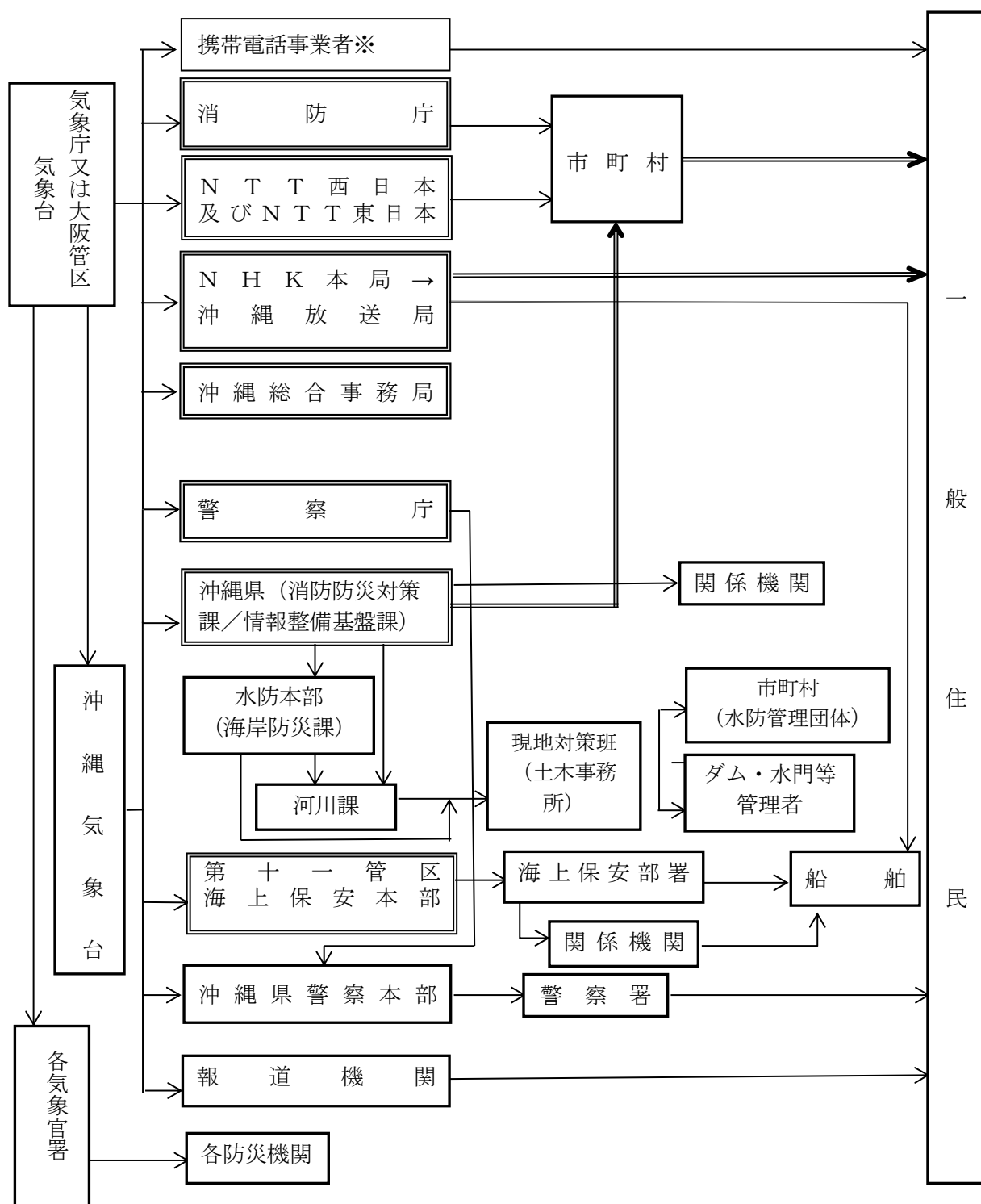
(八重山地方)



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

②津波警報等の伝達系統図

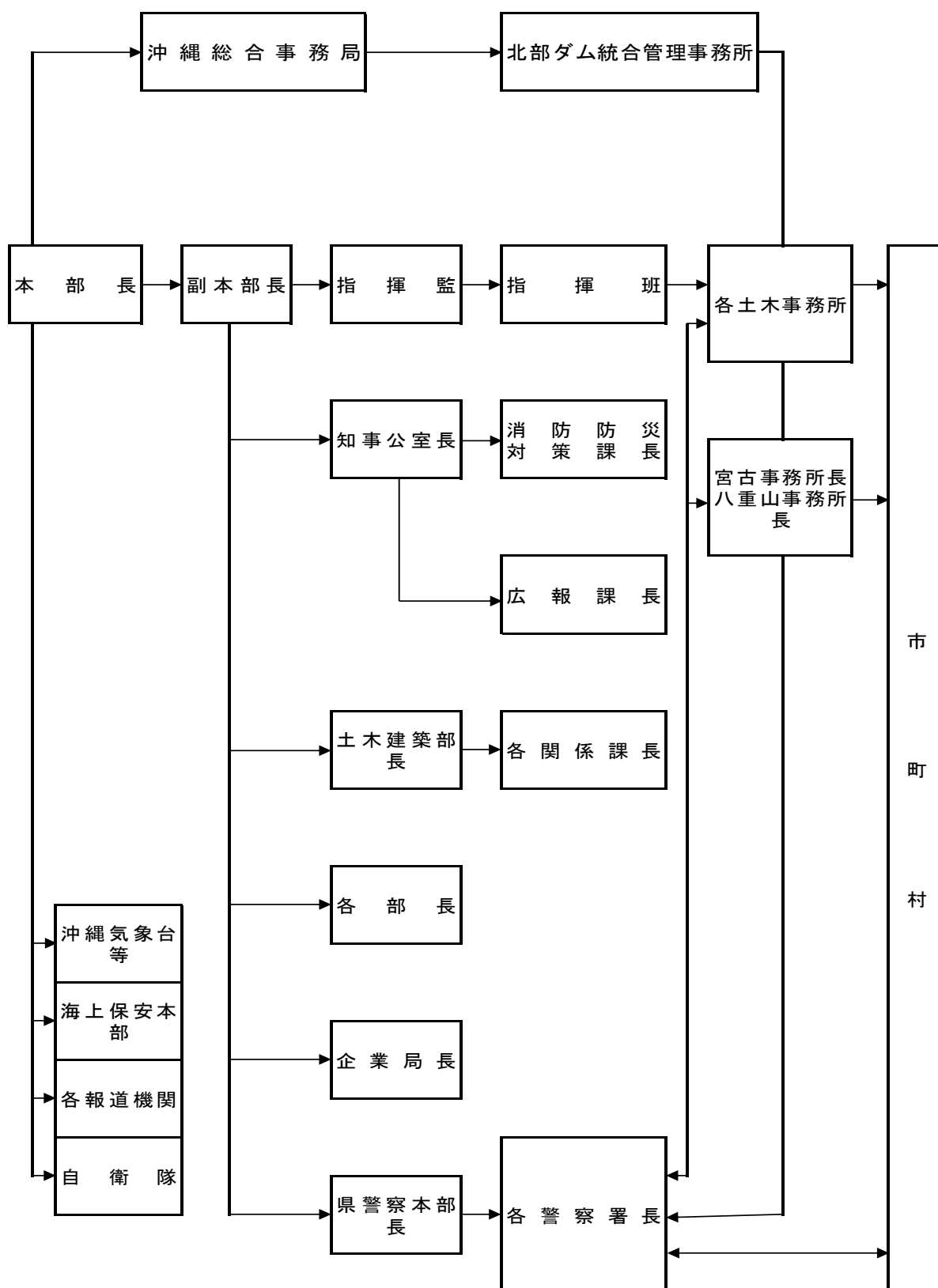


※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

③水防業務連絡系統図



2 水位等の観測、通報及び公表

(1) 雨量

県水防本部は、気象状況により相当の降雨が予想されるときは、各土木事務所等と緊密な連絡をとり必要に応じ管内の雨量を報告させる。

(2) 水位

- ①水防管理者は、気象関係報道又は自らの判断で出水のおそれがあることを知った場合、所轄土木事務所長等に通報しなければならない。
- ②土木事務所長等は、①の通報を受けた場合は、直ちに県水防本部に報告するとともに適切な措置をとらなければならない。
- ③県河川課は、水位の公表については、沖縄県防災情報ポータル「ハイサイ！防災で〜びる」により、インターネットを通じて水位情報を提供する。
- ④県河川課は、水位周知河川において観測機器の故障等により欠測が発生する場合は、その状況を関係機関等に速やかに周知する。
- ⑤県河川課は、欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知する。

(3) 潮位

- ①水防管理者は、自らの判断により高潮又は津波のおそれが予想される場合、所轄土木事務所長等に通報しなければならない。
- ②土木事務所長等は、①の通報を受けたときは直ちに県水防本部に通報しなければならない。

(4) 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでPCやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

①沖縄県防災情報ポータル（ハイサイ！防災で〜びる）

<https://bousai-okinawa.my.salesforce-sites.com/>

②気象情報

気象庁

- ・あなたの街の防災情報

<https://www.jma.go.jp/bosai/>

- ・気象警報・注意報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>

- ・アメダス

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>

- ・雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

③雨量・河川水位情報

- ・ 沖縄県河川情報システム（沖縄県防災情報ポータル「ハイサイ！防災で〜びる」）
<https://bousai-okinawa.my.salesforce-sites.com/>

国土交通省

- ・ 川の防災情報
【PC版】 <https://www.river.go.jp/>
【スマートフォン版】 <https://river.go.jp/s/>
【携帯版】 <https://i.river.go.jp/>
- ・ NHK沖縄放送局 地上デジタルテレビ データ放送

④潮位・波高

国土交通省

- ・ 海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）
【PC版】 <https://mlit.go.jp/kowan/nowphas/>
【スマートフォン・携帯版】 <https://nowphas.mlit.go.jp>
- 国土交通省防災情報提供センター
- ・ 潮位情報リンク <https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.5/137/&contents=tidelevel>

気象庁

- ・ 潮位観測情報
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel>
- ・ 海洋の健康診断表
<https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index.html>
- ・ 波浪に関するデータ
https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index_wave.html

第5章 出動、監視、警戒及び水防作業

気象注意報・警報の発表があった場合における水防関係職員、その他の関係者の水防のための出動、監視、警戒及び水防作業は、気象の状況、水位の状況等によって次のとおり実施するものとする。

1 出動

(1) 出動準備

水防管理者は、次の場合、管下の水防団又は消防機関等に対し出動準備をさせる。

- ① 河川等の水位が上昇し、危険が予想され、かつ、出動の必要が予想されるとき。
- ② 気象状況等から高潮又は津波の危険が予知されるとき。

(2) 出動

水防管理者は、次の場合あらかじめ定められた計画に従い直ちに管下の水防団又は消防機関等を出動させて警戒配置につかせ、その旨土木事務所長等に報告するものとする。

- ① 河川の水位が上昇し、非常事態が予想されるとき。
- ② 堤防等に異常を発見したとき。
- ③ 気象状況等により高潮又は津波の危険が予知され非常事態が予想されるとき。

2 監視及び警戒

(1) 常時監視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、常時監視員を設けて随時区域内の河川、海岸堤防等を監視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者は、出動命令を発したときから水防区域の警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防等を監視し、異常を発見した場合は直ちに水防作業を開始するとともに所轄土木事務所長等に報告し、土木事務所長等は県水防本部に報告するものとする。

(3) 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

3 非常事態時の水防作業

(1) 非常事態の発生

堤防等が決壊し、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生した場合は、その区域の水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにその旨を所轄土木事務所長等、氾濫のおそれのある方向の隣接地域の水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通報するとともに、被害の拡大を防止しなければならない。

(2) 応援

水防のため、緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できるかぎりその求めに応じなければな

らない。応援のため派遣された者は、水防についての応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

(3) 警察官の出動

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

(4) 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、沖縄県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

(5) 水防作業

水防作業を実施するにあたっては、流速、法面、護岸等の状態を考慮して使用材料がその付近で得やすい工法を施行し、極力水害の防止に努めなければならない。

第6章 通信連絡及び輸送

1 通信連絡

- (1) 水防時において通信連絡を確保することは水防活動の根源であり、電話、無線電話等の通信施設の強化に努めることにより通信連絡の迅速、確実を期するものとする。
- (2) 水防時に有線及び無線の通信を要する連絡系統は第4章1-(6)に定めたものとする。
- (3) 水防活動に必要な情報収集連絡は、一般加入電話により行う。一般加入電話による通信不能等の場合、水防本部は沖縄県総合行政情報通信ネットワークを使用し、土木事務所及び市町村との必要な情報収集及び連絡を行う。

2 報道機関の活用

県水防本部は、各種災害対策事項の伝達については、放送局等の全面的な協力により、これを報道するものとする。

3 輸 送

- (1) 県水防本部と各土木事務所等間の輸送経路については、県水防本部において管内の通報に基づく状態に従って決定し、輸送の正確を図るものとする。
- (2) 土木事務所長等と水防管理団体の輸送経路については、土木事務所長等が決め、状況に応じて輸送経路を指示するものとする。

本 島	先 島 / 久 米 島
-----	-------------



第7章 ダム・水門等の操作

1 ダム・水門等

(1) 河川区間のダム・水門等（洪水）

水防上重要なダム及び水門等は、以下のとおりである。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行うものとする。

施設名	河川名	位置	用途	管理者	操作担当者	連絡先
真栄里ダム	宮良川	石垣市	治水、 かんがい 用水	沖縄県	八重山 土木事務所長	0980-83-0233 (真栄里ダム管理所)
座間味ダム	内川	座間味 村	治水、 水道用水	沖縄県	南部 土木事務所長	098-987-2837 (座間味ダム管理所)
金城ダム	安里川	那覇市	治水	沖縄県	南部 土木事務所長	098-885-5210 (金城ダム管理所)
倉敷ダム	与那原 川	沖縄市 うるま 市	治水、 水道用水	沖縄県	中部 土木事務所長	098-938-9325 (倉敷ダム管理所)
我喜屋ダム	シチフ 川	伊平屋 村	治水、 水道用水	沖縄県	北部 土木事務所長	0980-46-2673 (我喜屋ダム管理所)
儀間ダム	儀間川	久米島 町	治水、 水道用水	沖縄県	南部 土木事務所長	098-896-8900 (儀間ダム管理所)
天願川可動堰	天願川	うるま 市	利水	沖縄県	うるま市	098-923-7600 うるま市都市建設部 維持管理課管理係
国場川3号樋 門	国場川	那覇市	治水	沖縄県	那覇市	098-941-7808 那覇市上下水道局 下水道課

(2) 海岸部の陸閘等（津波・高潮）

海岸部の陸閘等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

海岸部の陸閘等の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため直

接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

なお、沖縄県で管理する海岸部の陸閘等の設置箇所については、別表 9 のとおりである。

2 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに県河川課、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体等に迅速に連絡するものとする。

「異常洪水時防災操作」はダム操作の状態に関する表現として引き続き使用するが、緊急時に呼びかける際には、ワンフレーズでその意味が受け手に理解されるよう、関係機関への通知等において「緊急放流」を使用する。緊急時とは、異常洪水時防災操作に移行する可能性があるとき（実施するときを含む）であり、関係機関への通知・情報提供をはじめ、関係自治体へのホットライン、報道発表・記者会見などの場面を想定している。

3 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第8章 避難のための立退き

- 1 洪水、高潮、津波等により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定に基づき県水防本部長、その命令を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又はその準備を指示する。

水防管理者は、所轄警察署長とあらかじめ避難先、避難経路等について協議し、住民に周知しておく等必要な措置を講じておかなければならない。

また、水防管理者が立退きを指示したときは、速やかにその状況を所轄土木事務所長に報告し、土木事務所長は水防本部長に報告しなければならない。

- 2 避難は、原則として避難者各自で行うものとし、必要に応じ関係機関の車両、舟艇等を利用する。

第9章 費用負担と公用負担

1 水防管理団体の水防に要する費用

水防管理団体の水防に要する費用は、水防法第41条の規定により、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、その水防管理団体等に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との協議によって定める。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用及び収用
- ③車両、その他の運搬具又は器具の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物、その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定によって公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、これらの委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要がある場合には、これを提示しなければならない。

第	号
公用負担権限委任証明書	
年齢	氏名
上記の者に〇〇の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。	
令和 年 月 日	
水防管理者（水防団長、消防機関の長）	
氏名	印

(3) 公用負担証票

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に渡さなければならない。

第 号 公 用 負 担 証 票				
物 件	数 量	負担内容（使用収用処分等）	期 間	摘 要
令和 年 月 日 水防管理者氏名 印 (水防団長、消防機関の長) 事務取扱者氏名 印 殿				

3 損失補償

上記権限行使によって損失を受けた者に対し、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償しなければならない。

第10章 水防解除

1 水防管理者は、水位が減じ、警戒の必要がなくなったとき又は高潮若しくは津波のおそれなくなったときは、管理区域の水防活動体制を解除し、一般に周知させるとともに、所轄土木事務所等にその旨報告するものとする。

また、水防団及び消防団の水防活動体制の解除は、水位が減じて警戒の必要がなくなり、水防管理者が解除の指令をしたときとし、解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

2 土木事務所長等は、水防管理者からの報告により、所轄区域の水防管理団体がすべて水防活動体制を解除したときは、土木事務所等の水防体制を解除し、水防本部長に報告する。

3 水防本部長は、土木事務所長等からの報告により、県下の各土木事務所等がすべて水防体制を解除し、洪水又は高潮及び津波のおそれなくなったときは、水防本部の水防活動体制を解除し、その旨一般に周知させる。

第 1 1 章 水防報告と水防記録

1 水防報告

水防管理者は、水防活動が終了したときは速やかに次の事項をとりまとめて別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式により、所轄土木事務所長等に報告するものとし、土木事務所長等は別記第 3 号様式により水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該報告について国（沖縄総合事務局）に報告するものとする。

- (1) 天候の状況
- (2) 出水の状況
- (3) 水防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (4) 堤防その他の施設等の異常の有無
- (5) 水防作業の状況
- (6) 使用資材の種類及び員数、並びに、消耗量及び回収量
- (7) 水防法第28条の規定による公用負担の種類及び数量
- (8) 応援の状況
- (9) 一般住民の出動状況
- (10) 警察の援助状況
- (11) 現地指導員の職氏名
- (12) 避難のための立退きの状況
- (13) 水防関係者の死傷
- (14) 殊勲者及びその功績
- (15) 今後の水防上考慮すべき点その他水防管理者の所見

2 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は次の水防記録を作成し保管するものとする。

- (1) 出動準備、出動命令及び水防活動解除の時刻
- (2) 出動水防作業員の数
- (3) 堤防その他の施設等の種類、延長及びこれに対する処置工法とその効果
- (4) 使用資材及び数量
- (5) 破損した器具、資材名及び数量
- (6) 警戒中の水位
- (7) 水防法第24条の規定により従事させた者の住所、氏名及びその理由
- (8) 収用又は購入の器具、資材名、その数量及びその事由並びにその理由
- (9) 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者並びにその理由
- (10) 水防作業中、負傷し疾病となり、又は死亡した者の氏名及びその手当状況
- (11) 避難のための立退きを指示した理由
- (12) 支出費帳簿
- (13) その他記録

別 記

水防活動実施状況報告書

第1号様式

(管理団体名)

印

水防実施の 台風名又は 豪雨等名		報告 年月日				居住者出動状況		
出水の 概況	警戒水位		区分		警察の応援状況			
	川	雨量	人	手当				
水防実施 場所	右岸	地先	件		現地指導員の職氏名			
	川	左岸	費					
日 時	自	月	日	時	資材費			
	至	月	日	時				
出動人員	水防団員	消防団員	その他	計	器材費			
	人	人	人	人				
水防作業の 概況及び 工法延長					燃料費			
水防 効果	堤防	耕地面積	家屋	道路	雑費			
	m	ha	戸	m				
水防 被害	m	ha	戸	m	計			
	円	円	円	円				
水防 結果	被害額	円	円	円	合 計			
	円	円	円	円				
他の団体 よりの 応援状況					数量			
他の団体 よりの 応援状況					金額			
他の団体 よりの 応援状況					数量			
他の団体 よりの 応援状況					金額			
備考								

記載要領

- 1 各水防管理団体及び土木事務所等で水防を行った箇所ごとに作成すること。
- 2 各水防管理団体は、所轄土木事務所長等に箇所ごとの報告書を2部提出すること。

令和__年台風第__号における水防活動
(沖縄県__消防団・令和__年__月__日～__日)

○概要

(被害状況、出動状況や活動内容などを記載)

【記入例】〇〇市消防団は、令和〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
__月__日～__月__日 約__時間	名	・土のう積み(袋) ・避難誘導(世帯) ・排水作業(件)

水防活動又は
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動又は
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動又は
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動又は
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

別 記

水防活動実施報告書

第3号様式

令和 年 月 日 事務所長等名

水防実施の 台風名又は 豪雨等名	出水の概況	水防実施箇所	水防実施 の日時及び 終結日時	出動人員数	水防作業の 概況	水 防 の 効 果		被 害	所 用 経 費 概 要	
						堤 防	水		費	要
				水 防 要 員		m		m	県 費	円
				人		ha.	管理	円		
				消 防 団 員		耕地面積	団体分	円		
				人		家 屋	計	円		
						道 路	戸 人件費	円		
				県水防要員		m	物件費	円		
				人			その他	円		
				そ の 他		使用資材(数量)				
				人		管 理 団 体 名	県 支 出 分			
				合 計		数 量	金 額	数 量	金 額	
人										
	そ の 他									

記載要領

- 土木事務所長等は各水防管理団体より提出された第1号様式の報告書を集計して第2号様式報告書を作成すること。
- 第2号様式の報告書に第1号様式の報告書1部を付して本部長(海岸防災課取扱い)あて提出すること。
- 記載要領
 - 出水の概況………出水当時の模様を具体的に記入すること。
 - 水防実施箇所………箇所数を記入すること。
 - 水防実施の日時及び終結日時………管内管理団体内出動の最も早かったものと最終解決のものについて記入すること。
 - 作業の概況………工法の種類並びに工法ごとの箇所数及び延長を記入すること。
 - 枠内に記入できない項目については別紙記載としてよい。

第 1 2 章 水防管理団体の水防計画

- 1 水防管理団体は、水防計画を定めておくものとする。
- 2 水防管理者は、当該団体の水防計画を関係土木事務所長等あて通知するものとする。

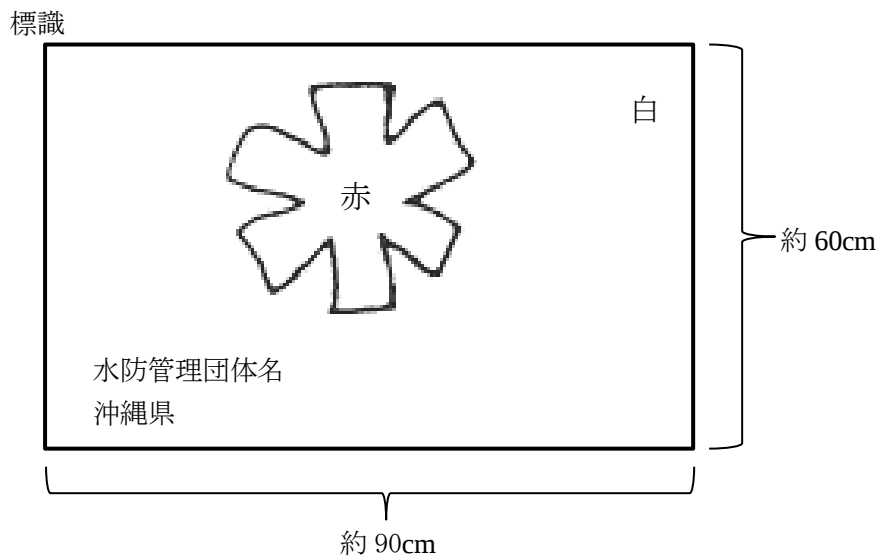
第 1 3 章 水防施設及び水防器具

- 1 水防管理団体は、管内における水防を十分に果たす責任を有し、水防活動が円滑に運用されるよう、必要に応じて水防倉庫又は水防資材の備付場等を設置し、必要な水防機材等を準備しておくものとする。
- 2 土木事務所等は、水防管理団体の備蓄水防資器材の不足が生じた場合、緊急事態に対し応援するための資材器具を準備し、水防上緊急な場合又は水防管理者からの要請があった場合、土木事務所長等の判断で使用するものとする。

第 1 4 章 水防標識、信号及び身分証票

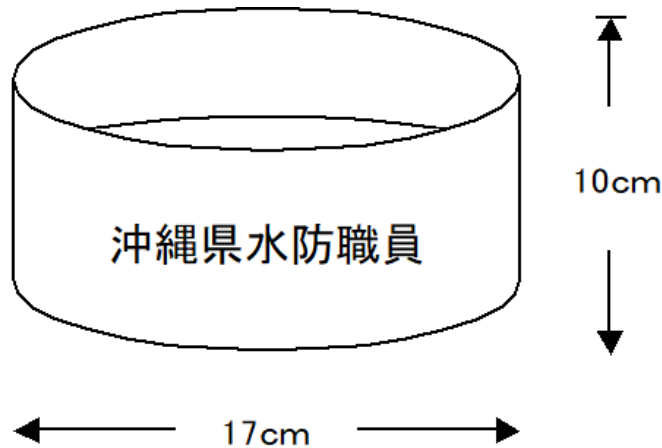
1 水防標識

水防法第18条及び第19条の規定による優先通行者の標識は、次のとおりとする。



2 水防職員の標識

水防に従事する県職員は、図示の腕章をつけるものとする。



注) 白布、文字は赤とする。

3 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は次のとおりとする。

- 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
 - 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの
 - 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
 - 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- ※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

区分方法	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号				
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 ○ー	約15秒 休止	約5秒 ○ー	約15秒 休止	約5秒 ○ー
第2信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	約5秒 ○ー	約6秒 休止	約5秒 ○ー	約6秒 休止	約5秒 ○ー
第3信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	約10秒 ○ー	約5秒 休止	約10秒 ○ー	約5秒 休止	
第4信号	乱 打	約1分 ○ー	約5秒 休止	約1分 ○ー	約5秒 休止	
1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号およびサイレン信号を併用することを妨げない。 3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。						

4 身分証票

水防法第49条第2項の規定に基づく沖縄県水防職員の身分証票は、次のとおりである。

(表 面)	水 防 職 員 の 証				第 号
	所属機関				
	職名、氏名				
	(年 月 日生)				
	上記の者は、水防法第49条の規定に基づく水防職員である。				
					令和 年 月 日
					沖縄県知事 氏 名 印

6cm

9cm

(裏 面)	水 防 法		(抜 粋)
	第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる		
	2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防関係に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。		
	第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。		
	(3) 第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入を拒み、妨げ、若しくは忌避した者		

6cm

9cm

第 15 章 水防訓練

1 実施要領

- (1) 水防作業は、暴風雨の最中、しかも夜間に行うような場合があるので、次のような事項について平素から十分な訓練を実施するものとする。
 - ①観測（水位、潮位、雨量、風速）
 - ②通信（電話、無線電話、電報、ファックス、伝達）
 - ③動員（水防団、消防団の動員、居住者の応援）
 - ④輸送（資材、器材、人員）
 - ⑤工法（各水防工法）
 - ⑥避難、誘導、救援
- (2) 県は、各関係機関の団体等の協力を得て総合訓練を実施するものとし、特に水防工法、通信連絡等を中心とした訓練を地区別に実施するものとする。
- (3) 水防管理団体は、毎年 1 回以上なるべく出水期前に水防訓練を行うものとする。
- (4) 水防管理団体が実施する水防訓練について、あらかじめ所轄土木事務所長等に通知するものとし、結果を報告するものとする。

第16章 知事が水位到達情報（氾濫危険水位・護岸天端高水位）の通知及び周知を行う河川

水防法第13条第2項の規定に基づき、県知事が水位到達情報（氾濫危険水位・護岸天端高水位）を通知及び周知させる事項及び通知先並びに手段は以下のとおりである。

1 県知事が水位到達情報（氾濫危険水位・護岸天端高水位）の通知及び周知を行う河川

水系名	河川名	区域
安里川水系	安里川	(左岸) 南風原町字新川593番地先から泊高橋に至る (右岸) 那覇市首里鳥堀町5-39-2地先から泊高橋に至る
安里川水系	久茂地川	(左岸) 那覇市牧志町1丁目地先の安里川分派点から国場川合流点に至る (右岸) 那覇市前島1丁目地先の安里川分派点から国場川合流点に至る
安里川水系	真嘉比川	(左岸) 那覇市字古島406番地の1地先から安里川合流点に至る (右岸) 那覇市字古島407番地先から安里川合流点に至る
安謝川水系	安謝川	(左岸) 那覇市首里石嶺町3丁目80番地先から海に至る (右岸) 那覇市首里石嶺町3丁目4番地先から海に至る
国場川水系	国場川	(左岸) 南風原町字宮城当川原380番2地先から漫湖を含み明治橋に至る (右岸) 南風原町字大名宮城原181番3地先から漫湖を含み明治橋に至る
小波津川水系	小波津川	(左岸) 西原町字池田東佐明350番1地先から海に至る (右岸) 西原町字池田東佐明353番2から海に至る
天願川水系	天願川	(左岸) うるま市石川山城地先から海に至る (右岸) うるま市石川山城地先から海に至る
比謝川水系	比謝川	(左岸) 沖縄市字胡屋5丁目355番3から海に至る (右岸) 沖縄市字胡屋5丁目355番3から海に至る

区域図HPアドレス：<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kasen/kikaku/sinsou.html>

2 水位観測所の位置と水位

水系名	河川名	位置	氾濫危険水位	護岸天端高水位(参考)※
安里川水系	安里川	那覇市牧志	2.10m	3.00m
安里川水系	久茂地川	那覇市前島	4.55m	4.75m
安里川水系	真嘉比川	那覇市字松川	3.10m	3.80m
安謝川水系	安謝川	那覇市首里石嶺町	2.60m	3.00m
〃	〃	那覇市古島	3.45m	4.35m
国場川水系	国場川	南風原町字兼城	4.40m	4.90m
小波津川水系	小波津川	西原町字小波津	2.45m	3.25m
天願川水系	天願川	うるま市字天願	6.65m	6.90m
比謝川水系	比謝川	沖縄市松本	3.90m	4.70m

※護岸天端
河川護岸の上面、
最上部にあたる部分。

3 通知者及び通知先

(1) 通知者

県土木建築部河川課

Tel : 098-866-2404

Fax : 098-868-9396

(2) 通知先

水系	河川名	第 一 次 通 知 先				第 二 次 通 知 先	
		管轄土木事務所	水防管理団体	管轄消防機関	防災関係機関	その他関係機関	
安里川	安里川	●県南部土木事務所 Tel:098-867-2941 Fax:098-861-7405	●那覇市 総務部 防災危機管理課 Tel:098-861-1102 Fax:098-862-0614				
	久茂地川						
	真嘉比川						
安謝川	安謝川	●県南部土木事務所 Tel:098-867-2941 Fax:098-861-7405 ●県中部土木事務所 Tel:098-894-6512 Fax:098-937-2510	●那覇市 総務部 防災危機管理課 Tel:098-861-1102 Fax:098-862-0614	●那覇市 消防局 指令情報課 Tel:098-868-9911 Fax:098-868-9912	●県 防災危機管理課 Tel:098-866-2143 Fax:098-866-3204 ●沖縄総合事務局 河川課 Tel:098-866-1911 Fax:098-861-5274	●沖縄気象台 ●沖縄県警察本部 警備部 警備第二課 Tel:098-862-0110 Fax:098-863-3051 ●NHK沖縄放送局 Tel:098-865-3641 Fax:098-865-3615 ●琉球放送(報道) Tel:098-867-2151 Fax:098-862-5047 ●沖縄テレビ(報道) Tel:098-869-4422 Fax:098-860-2646 ●沖縄琉球朝日放送(報道)	
国場川	国場川	●県南部土木事務所 Tel:098-867-2941 Fax:098-861-7405	●南風原町 総務部 総務課 Tel:098-889-4415 Fax:098-889-7657	●東部消防本部 TEL:098-944-9990 FAX:098-944-1457			
小波津川	小波津川	●県中部土木事務所 Tel:098-894-6512 Fax:098-937-2510	●西原町 生活環境安全課 Tel:098-945-5018 Fax:098-946-6086				
天願川	天願川		●うるま市企画部 防災基地渉外課 Tel:098-979-6760 Fax:098-979-7340				●うるま市消防本部 TEL:098-973-4838 Fax:098-973-7505
比謝川	比謝川		●沖縄市 総務部 防災課 Tel:098-939-7773 Fax:098-934-0665				●沖縄市 消防本部 Tel:098-929-1190 Fax:098-983-4632

4 情報の種類と発表基準

種類	発表基準
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき・護岸天端高水位に到達したとき

5 情報伝達手段

水位情報の伝達は下記によりおこなう。

(1) F A Xによる情報伝達

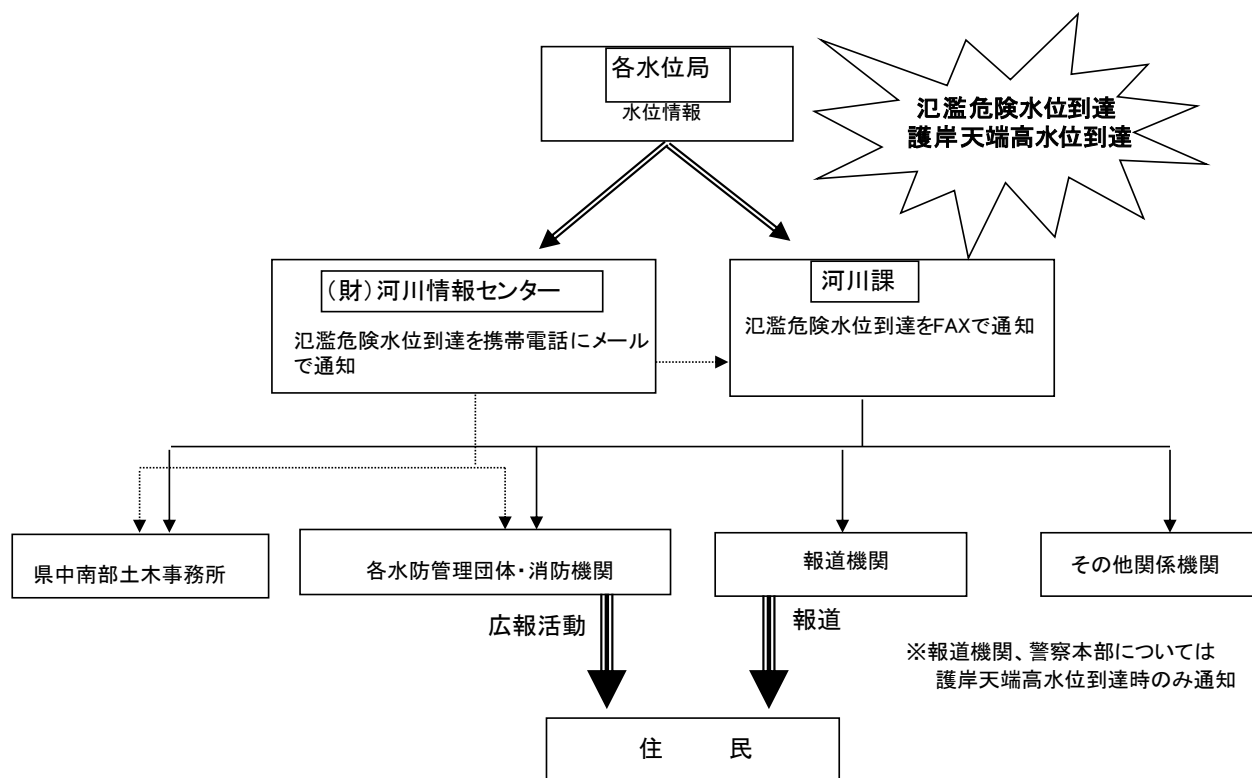
県土木建築部河川課から県中南部土木事務所、各水防管理団体、消防機関、報道機関、その他関係機関

(2) メールによる情報伝達

財団法人 河川情報センターから各水防管理団体、消防機関

(2) メールによる情報伝達

財団法人 河川情報センターから各水防管理団体、消防機関



〇〇川 氾濫危険情報

(氾濫危険水位)

※システム改修予定

年 月 日 時 分発表
 沖縄県 土木建築部 河川課
 TEL : 098-866-2404
 FAX : 098-868-9396

【主 文】

〇〇川は、____時____分に、____市____の観測所で、氾濫危険水位____mに達しました。

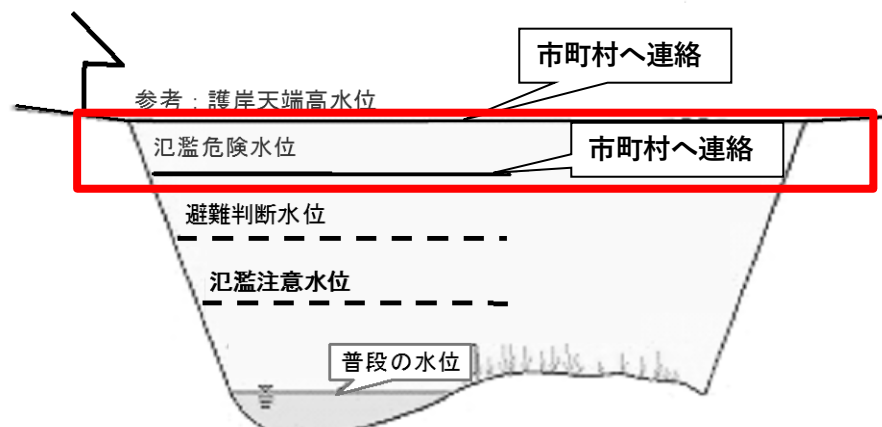
今後とも豪雨が継続するようであれば、危険な水位となります。

____観測所の水位が、あと____m上昇すると、____観測所の受けもつ区間（____市町____地区～____市町____地区）のうち特に護岸が低い箇所
 所で氾濫のおそれがあります。

関係機関においては、市町村長が発する避難情報に注意するとともに、周囲の状況の確認・避難広報準備等をお願いします。

【参 考】

名 称	水 位	備 考
氾濫危険水位	〇〇m	氾濫が起こる可能性がある水位 市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位
避難判断水位	〇〇m	市町村長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位
氾濫注意水位	〇〇m	水防団等が出動する目安になる水位
護岸天端高水位(参考)	〇〇m	氾濫発生が予想される水位



〇〇川 氾濫危険情報

(護岸天端高水位)

※システム改修予定

年 月 日 時 分発表
沖縄県 土木建築部 河川課
TEL : 098-866-2404
FAX : 098-868-9396

【主 文】

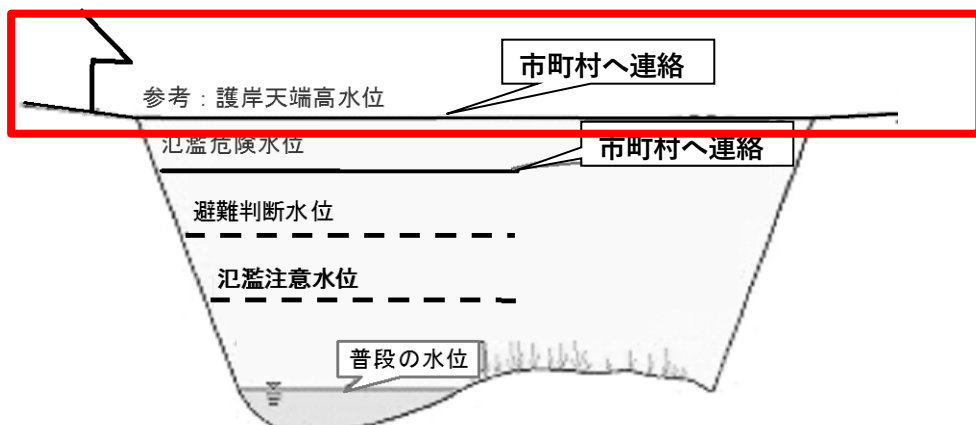
〇〇川は、____時____分に、____市____の観測所で、護岸天端高水位____mに達しました。

____観測所の受けもつ区間（____市町____地区～____市町____地区）のうち特に護岸が低い箇所で氾濫のおそれがあります。

関係機関においては、市町村長が発する避難情報に注意するとともに、周囲の状況の確認・避難広報準備等をお願いします。

【参 考】

名 称	水 位	備 考
氾濫危険水位	〇〇m	氾濫が起こる可能性がある水位 市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位
避難判断水位	〇〇m	市町村長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位
氾濫注意水位	〇〇m	水防団等が出動する目安になる水位
護岸天端高水位(参考)	〇〇m	氾濫発生が予想される水位



水位周知河川 ○○川 欠測情報

年 月 日 時 分
 沖縄県 土木建築部 河川課
 TEL : 098-866-2404
 FAX : 098-868-9396

【主 文】

○○川、 市（町） （ 水位局）の観測所で、
 現在、河川水位が欠測しておりますのでお知らせします。

.....

【参考】 水位周知河川（8河川）

水位周知 河 川 名	水位観測所 位 置	観測所名
安里川	那覇市牧志	ひめゆり橋
久茂地川	那覇市前島	美栄橋
真嘉比川	那覇市松川	真嘉比川
安謝川	那覇市首里石嶺町	石嶺
	那覇市古島	古島
国場川	南風原町字兼城	兼城
小波津川	西原町字小波津	小波津川
天願川	うるま市字天願	天願川
比謝川	沖縄市松本	比謝川

第 1 7 章 協力及び応援

1 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。（伝達等は、第 4 章の 1.（6）「③水防業務連絡系統図」のとおり）

- （1）水防管理者に対して、河川に関する情報の提供
- （2）水防管理者等から河川の異常についての通報を受けた場合には関係者への通報
- （3）堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときの関係者への通報
- （4）重要水防箇所の合同点検の実施
- （5）水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （6）水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- （7）水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水位に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第18章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置

1 洪水、内水、高潮対応

(1) 洪水浸水想定区域の指定状況

知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

水系名	河川名	浸水想定区域公表時点	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
比謝川	比謝川	H30. 12. 11	https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kasen/kikaku/sinsou.html	沖縄市、うるま市、嘉手納町、読谷村
天願川	天願川	R6. 11. 25	同上	うるま市、沖縄市
天願川	川崎川	R6. 11. 25	同上	うるま市、沖縄市
小波津川	小波津川	R1. 11. 12	同上	西原町
安謝川	安謝川	R4. 2. 4	同上	那覇市、浦添市
国場川	国場川	H30. 12. 11	同上	那覇市、豊見城市、南風原町
安里川	安里川	R6. 11. 25	同上	那覇市
安里川	久茂地川	R6. 11. 25	同上	那覇市
安里川	真嘉比川	R6. 11. 25	同上	那覇市
安里川	潮渡川	R6. 11. 25	同上	那覇市
屋部川	西屋部川	R6. 11. 25	同上	名護市
屋部川	屋部川	R6. 11. 25	同上	名護市
比謝川	比謝川	R6. 11. 25	同上	沖縄市、読谷村、嘉手納町
比謝川	与那原川	R6. 11. 25	同上	沖縄市、読谷村、嘉手納町
辺野喜川	辺野喜川	R6. 9. 27	同上	国頭村
安波川	安波川	R6. 9. 27	同上	国頭村
安波川	普久川	R6. 9. 27	同上	国頭村
福地川	福地川	R6. 9. 27	同上	東村
新川川	新川川	R6. 9. 27	同上	東村
大保川	大保川	R6. 9. 27	同上	大宜味村
羽地大川	羽地大川	R6. 9. 27	同上	名護市
漢那福地川	漢那福地川	R6. 9. 27	同上	宜野座村
億首川	億首川	R6. 9. 27	同上	金武町

(2) 内水浸水想定区域の指定

知事または市町村長は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定さ

れる水深を公表するとともに、県については関係市町村長に通知するものとする。

雨水出水浸水想定区域の指定、公表状況は、以下のとおりである。

市町村名	対象となる下水道	指定者	指定年月日	浸水想定区域公表HPアドレス
うるま市	うるま市公共下水道 全域	うるま市長	R5. 4. 1	https://www.city.uruma.lg.jp/6001004000/contents/28926.html

(3) 高潮浸水想定区域の指定（現時点で県内指定箇所なし）

知事は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を法第14条の3に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

(4) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

①洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法

②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(5) 洪水・内水・高潮ハザードマップ

洪水・内水・高潮浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画において定められた上記（4）①～⑤に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネ

ットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

(6) 予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川等のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

(7) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市町村長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(8) 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

2 津波対応

(1) 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、都道府県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

(2) 市町村地域防災計画の拡充

市町村防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、

当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 市町村が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(3) 津波ハザードマップの作成・周知

津波災害警戒区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

(4) 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ① 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ② 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④ その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項